

第24期

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2026年2月26日（木曜日）
午前10時 受付開始 午前9時30分

開催場所

東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
渋谷クロスタワー 24階
アクセス渋谷フォーラム

議案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

株式会社アスマーク

証券コード 4197

株主・投資家の皆様へ

皆様には、平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループは、当第24期より連結決算体制へと移行いたしました。

AI技術の急速な普及など、市場環境が大きく変化するなか、事業基盤の拡大と新たな価値創造に向けた取り組みを着実に進めております。



ここに謹んでご報告させていただくとともに、皆様のご支援、ご高配の賜物と心より感謝申し上げます。

当社は、創業以来「自社独自の価値を創造し続け、独創的で高品質なマーケティング・リサーチサービスを提供する企業として顧客・リサーチ業界の発展に貢献する」を企業ビジョンとして掲げ、国内外において、マーケティング・リサーチに関するサービスを提供しながら成長を続けてまいりました。

現在は、この強固なリサーチ基盤に加え、AIやデジタル技術を積極的に活用したソリューション開発や、戦略的なアライアンス・M&Aを推進することで、顧客課題の解決とリサーチ業界の発展に貢献することを目指しております。

引き続き当社は、持続的な企業価値向上を目指し、株主の皆様への安定的な利益還元とさらなる業容の拡大に努めてまいり所存でございます。

皆様方におかれましては、今後ともより一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役 町田 正一

証券コード 4197
(発信日) 2026年2月10日
(電子提供措置の開始日) 2026年2月4日

株 主 各 位

東京都渋谷区東一丁目32番12号
株 式 会 社 ア ス マ ー ク
代表取締役 町 田 正 一

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.asmarq.co.jp/ir/stock/meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「アスマーク」又は「コード」に当社証券コード「4197」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年2月25日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年2月26日（木曜日）午前10時 受付開始 午前9時30分
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
渋谷クロスタワー 24階 アクセス渋谷フォーラム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第24期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年2月26日（木曜日）
午前10時



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年2月25日（水曜日）
午後6時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2026年2月25日（水曜日）
午後6時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

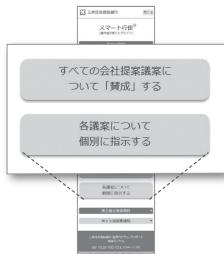
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2024年12月1日から
2025年11月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、トランプ関税による悪影響の顕在化が予想されるなかでも、総じて底堅い成長を続けております。各国の貿易構造の変化などにより、関税コストの負担は従来想定よりも低水準にとどまるとみられ、関税の引き上げや高い不確実性を踏まえ、各国で投資や政策対応が進みつつあります。一方で、景気押し上げ要因としてAI需要拡大の影響は大きく、生成AIの普及や先行きの需要拡大期待から、データセンターなどのAI関連投資が急拡大しています。AIは数十年に一度の技術革新に相当するとみられ、開発から社会実装に向けて、中長期的に投資拡大が続くと予想されています。

日本経済は、引き続き緩やかな回復基調を維持しており、先行きは、関税影響の顕現化により輸出は伸び悩むものの、内需の底堅さに支えられ成長が続くとみられています。企業収益は、既往の原油価格下落に伴う交易条件改善や利益率向上などから高水準を維持すると予想され、賃金は強い人手不足を背景に高い伸び率が維持される見込みです。その結果、個人消費は緩やかに回復し、企業の設備投資は、供給網強靱化やDX、GXなどの投資を中心に拡大基調を維持する見通しです。

このような経済環境のもと当社においては、引き続き事業会社からのリサーチ需要が依然として伸びており、主に飲料業界、情報・通信業界からの受注が伸長した一方で、大手調査会社を中心とした案件内製化の影響で、調査会社からの受注が減少いたしました。サービス別で見ると、ネットリサーチ調査が前年と同水準の受注だった一方で、対面でのグループ・インタビューやデプスインタビューといった、オフライン調査の受注、及びインタビューの参加対象者を募集するリクルーティングサービスについて、主要発注元の調査会社からの受注減を背景に需要が減少いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は4,416,257千円、営業利益は280,298千円、経常利益は289,845千円、親会社株主に帰属する当期純利益は199,926千円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

また、当社グループはマーケティング・リサーチ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は38,706千円でありま
す。主な内容としては、新アンケートシステム開発11,642千円によるものであります。
- ③ 資金調達の状況
新株予約権の行使により33,700株の新株式を発行し、25,106千円の資金調達を行いました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当する事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当する事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当する事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
2024年12月2日に株式会社販売促進研究所の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2022年11月期)	第 22 期 (2023年11月期)	第 23 期 (2024年11月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (2025年11月期)
売 上 高 (千円)	—	—	—	4,416,257
経 常 利 益 (千円)	—	—	—	289,845
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	—	—	199,926
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	174.91
総 資 産 (千円)	—	—	—	2,526,717
純 資 産 (千円)	—	—	—	1,592,244
1株当たり純資産 (円)	—	—	—	1,366.61

(注) 1. 当社は当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第23期以前の状況は記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益については、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2022年11月期)	第 22 期 (2023年11月期)	第 23 期 (2024年11月期)	第 24 期 (当事業年度) (2025年11月期)
売 上 高 (千円)	3,892,498	4,282,413	4,363,456	4,172,518
経 常 利 益 (千円)	318,955	332,684	348,799	266,910
当 期 純 利 益 (千円)	178,883	236,589	256,877	180,876
1株当たり当期純利益 (円)	178.88	236.59	232.45	158.25
総 資 産 (千円)	1,631,496	1,898,471	2,340,274	2,456,399
純 資 産 (千円)	777,041	1,023,480	1,449,621	1,570,472
1株当たり純資産 (円)	777.04	1,023.48	1,274.98	1,347.79

(注) 1株当たり当期純利益については、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

親会社はありません。

- ② 親会社等との間の取引に関する事項
該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主な事業内容
株式会社販売促進研究所	20,000千円	100.0%	マーケティング・リサーチの企画・実施・コンサルティング業務
H S K - l a b 株式会社	10,000千円	100.0%	グループインタビュールームの貸出し業務

- (注) 1. 2024年12月2日に株式会社販売促進研究所の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
2. 株式会社販売促進研究所はH S K - l a b 株式会社の全株式を保有しております。

(4) 対処すべき課題

① マーケティング・リサーチ事業基盤の強化

当社のさらなる成長において最も重要なのは、マーケティング・リサーチ事業基盤を一層強固にすることです。そのため、既存顧客に対しては、これまで以上にきめ細かなサービスと、付加価値の高い提案を行い、信頼関係を深める施策を展開します。一方で、新たな市場や顧客層に対しては、国内、海外を含めて、当社の強みである市場分析力や顧客ニーズへの深い理解を活用し、積極的にアプローチしていきます。また社内のITプロジェクトを推進することで、業務プロセス全体の効率化を推進し、収益性をさらに高めると同時に、変化する市場環境に対する柔軟な対応力を備えた事業の運営体制を構築します。こうした取り組みにより、当社は強固で持続可能な収益基盤の確立を目指します。

② ITを駆使した新しいデジタルサービスの開発

当社は、急速に進化するデジタル技術を活用し、企業価値をさらに向上させるための新しいサービスの開発に注力してまいります。特に、AIやデータ分析技術を活用したソリューションを通じて、顧客の課題を深く理解し、より効果的な提案を行うことを目指します。具体的には、既存サービスのデジタル化や新たな付加価値を提供するサービスの開発に取り組みます。当社と資本提携しているAIソリューション企業であるスキルブリッジ社との連携を強化し、これまで対応が難しかった課題に対する革新的なサービスの提供を実現します。こうした取り組

みを通じて、お客様の満足度を高めるだけでなく、当社の競争力を一層強化し、中長期的な収益の拡大と企業価値の向上を目指します。

③ 企業価値の最大化

株主の皆様への還元を最大化するためには、企業価値を継続的に高めることが不可欠です。その一環として、資本効率の向上を図るとともに、経営資源を戦略的に配分し、より多くの収益を実現する体制を構築しつつ、新たな事業機会を模索し国内外での市場拡大を進めます。また、財務体質の改善を継続し、安定した配当政策と成長投資のバランスを図ることで、中長期的な株主価値を向上させる取り組みを着実に進めていきます。

④ 組織力の強化

事業の成長には、社員一人ひとりの成長と、それを支える強固な組織力が必要不可欠です。当社では、多様なバックグラウンドを持つ人材を積極的に採用するとともに、社員全体のスキルアップを目的とした研修プログラムを一層充実させます。また、働きがいのある職場環境づくりを推進し、社員のエンゲージメントを高めるための施策を講じます。これにより、社員が主体的に行動し、互いに協力しながら最大限の成果を生み出せる組織風土を築いていきます。このような取り組みを通じて、個々の成長と企業全体の成長を両立させることを目指します。

⑤ M&A及びアライアンスの検討

当社は、持続可能な成長を実現するため、M&Aや戦略的アライアンスを通じた非連続な成長を積極的に追求してまいります。既存事業を補完する分野における企業や、新市場での事業展開を可能にする相手企業を選定し、統合後のシナジー効果を最大化することを目指します。また、戦略的なパートナーシップを通じて、当社が保有する強みと外部リソースを組み合わせることで、新たな価値創造を図ります。これにより、既存事業の強化にとどまらず、新たな成長機会の獲得を目指します。

⑥ 内部管理体制の強化

当社は、持続的な成長を支える基盤として、内部管理体制のさらなる強化を進めます。リスク管理やコンプライアンス体制を整備するとともに、デジタル技術を活用した業務効率化を推進し、透明性と迅速性を兼ね備えた経営体制を構築します。また、社員教育を通じて内部統制意識の向上を図り、全社的なガバナンスの強化を目指します。

(5) 主要な事業内容 (2025年11月30日現在)

- ① マーケティング・リサーチ及び各種情報の収集、分析業務
- ② インターネットを利用した各種情報の収集及び提供サービス

(6) 主要な営業所等 (2025年11月30日現在)

① 当社

本 社	東京都渋谷区
八 戸 事 業 所	青森県八戸市
大 阪 事 業 所	大阪府大阪市
福 岡 事 業 所	福岡県福岡市
横 浜 事 業 所	神奈川県横浜市
長 岡 事 業 所	新潟県長岡市
中 目 黒 事 業 所	東京都目黒区
名 古 屋 事 業 所	愛知県名古屋市

② 子会社

株式会社販売促進研究所	東京都千代田区
H S K - l a b 株式会社	東京都千代田区

(7) 使用人の状況 (2025年11月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
マ ー ケ テ ィ ン グ ・ リ サ ー チ 事 業	328 (81) 名	- (-) 名
合 計	328 (81) 名	- (-) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
316 (81) 名	10 (△1) 名	33.5歳	5.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年11月30日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 2024年12月2日に株式会社販売促進研究所の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
- ② 2025年7月14日付で、株式会社リーン・ニシカタとの戦略的業務提携を発表いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年11月30日現在)

① 発行可能株式総数 4,000,000株

② 発行済株式の総数 1,156,700株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は33,700株増加しております。

③ 株主数 3,393名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
町田正一	459,900株	39.76%
株式会社ビデオリサーチ	50,000	4.32
町田香織	30,000	2.59
株式会社エクスクリエ	25,000	2.16
水城良祐	20,000	1.73
木原康博	14,000	1.21
増田明彦	7,900	0.68
渡邊隼	5,000	0.43
上田八木短資株式会社	4,400	0.38
藤崎浩美	4,000	0.35
金井和彦	4,000	0.35
観野広	4,000	0.35

(注) 1. 持株比率は自己株式 (63株) を控除して計算しております。

2. 持株比率は小数点以下第3位を四捨五入しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 4 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2019年2月26日	2022年7月5日	
新 株 予 約 権 の 数		5,000個	5,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 5,000株 (新株予約権1個につき 1株)	普通株式 5,000株 (新株予約権1個につき 1株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 956円 (1株当たり 956円)	新株予約権1個当たり 1,100円 (1株当たり 1,100円)	
権 利 行 使 期 間		2021年3月 2 日から 2029年2月26日まで	2024年7月21日から 2032年7月 5 日まで	
行 使 の 条 件		(注)	(注)	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監 査 等 委 員) を 除 く	取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	新株予約権の数 5,000個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 5,000個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 1名
		社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	

(注) 新株予約権の行使の条件

- 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
- 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員状況

① 取締役状況 (2025年11月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	町田 正一	八戸IT・テレマーケティング未来創造協議会 会長 株式会社販売促進研究所 代表取締役
取締役	飯田 恭介	管理部長 株式会社販売促進研究所 取締役
取締役	木原 康博	株式会社MAM 代表取締役 株式会社グライダーアソシエイツ 監査役 アダプティブ株式会社 監査役 株式会社PocketRD 監査役
取締役 (常勤監査等委員)	鈴木 親	—
取締役 (監査等委員)	大内 智	ベンチャー支援税理士法人 代表社員
取締役 (監査等委員)	塩月 潤道	株式会社サニクリーン 顧問

- (注) 1. 取締役木原康博氏、取締役(常勤監査等委員)鈴木 親氏、取締役(監査等委員)大内 智氏及び塩月潤道氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、鈴木 親氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役(監査等委員)大内 智氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役(監査等委員)大内 智氏は、税理士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役鈴木 親氏、大内 智氏及び塩月潤道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2025年5月31日をもって、水城良祐氏は取締役を辞任いたしました。なお、退任時における担当は当社営業部長でありました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役の全員との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社はすべての取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されますが、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合は、対象外となります。

④ 取締役の報酬等

イ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2022年7月5日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同様）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、代表取締役町田正一氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性について確認しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1) 基本方針

取締役の報酬等は、当社の業績の向上及び企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼に、他社水準等を考慮のうえ、業績に見合った額を支給する。

取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上ならびに中長期的な企業価値の向上に向けて職責を負うことから、固定報酬と変動報酬（ストックオプション）で構成する。社外取締役及び監査等委員である取締役については、業務執行から独立した立場であるため、固定報酬のみを支給する。

ii) 業績指標に連動しない金銭報酬に関する決定方針

取締役の基本報酬は、固定報酬とし、役位、職責、在任年数その他会社の業績等を総合考慮して決定する。

iii) 非金銭報酬等に関する決定方針

取締役に対しては、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、ストックオプション（新株予約権）を付与する。個別の取締役に付与するストックオプションの個数は、個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績も総合的に考慮して決定する。

iv) 報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針

固定報酬額と変動報酬（ストックオプション）の構成割合については、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の報酬は、当社の業績の向上及び企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼としていることから、全役位ともに、目標を全て達成した場合は、総報酬額に占める変動報酬（ストックオプション）の割合が50%以上となることを基本とする。なお、妥当性を担保するため、役位ごとに、利益水準が当社と同程度の他社水準との比較検証を行うものとする。

v) 報酬等を与える時期又は条件に関する決定方針

固定報酬については、年額12等分し、毎月支払う。変動報酬（ストックオプション）については、その発行時の条件ならびに時期に則って支払う。

vi) 決定の全部又は一部を第三者に委任する場合の決定事項

各取締役の具体的な基本報酬の額については、取締役会決議に基づき代表取締役にその決定を委任する。代表取締役は、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申を得たうえで、上記について決定するものとする。

□ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	80,100 (3,600)	80,100 (3,600)	— (—)	— (—)	4 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	15,000 (15,000)	15,000 (15,000)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	95,100 (18,600)	95,100 (18,600)	— (—)	— (—)	7 (4)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2022年7月5日に開催された臨時株主総会において年額100,000千円以内 (うち、社外取締役20,000千円以内) と決議しております。当該株主総会終了時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は4名 (うち、社外取締役は1名) です。
また、金銭報酬とは別枠でストック・オプションとして、年額100,000千円以内、新株予約権1万5,000個以内を決議しております。
2. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2022年7月5日に開催された臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終了時点の取締役 (監査等委員) の員数は3名 (うち、社外取締役は3名) です。
3. 上表には、2025年5月31日をもって辞任した取締役 (監査等委員を除く) 1名を含んでおります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役木原康博氏は、株式会社MAMの代表取締役、株式会社グライダーアソシエイツの監査役、アダプティブ株式会社の監査役及び株式会社PocketRDの監査役であります。
当社と各兼職先との特別の関係はありません。
- ・取締役大内 智氏は、ベンチャー支援税理士法人の代表社員であります。
当社と当該兼職先との特別の関係はありません。
- ・取締役塩月潤道氏は、株式会社サニクリーンの顧問であります。
当社と当該兼職先との特別の関係はありません。

□ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
<p>社外取締役</p> <p>木原康博</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席いたしました。</p> <p>事業会社の取締役としてのこれまでの経験や実績に基づく見地から、取締役会の議案・審議等に必要な発言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
<p>社外取締役 (常勤監査等委員)</p> <p>鈴木親</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会15回、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>事業会社の監査役としてのこれまでの経験や実績に基づく見地から、出席した取締役会及び監査等委員会において、ご本人の経歴、見識に基づき経営の見地から適宜発言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
<p>社外取締役 (監査等委員)</p> <p>大内智</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会15回、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>税理士としてのこれまでの経験や実績に基づく見地から、出席した取締役会及び監査等委員会において、議案・審議等に必要な発言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
<p>社外取締役 (監査等委員)</p> <p>塩月潤道</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会15回、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>事業会社の監査役としてのこれまでの経験や実績に基づく見地から、出席した取締役会及び監査等委員会において、ご本人の経歴、見識に基づき経営の見地から適宜発言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
② 非監査業務への対価	－千円
③ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

(注) 1. 当社監査等委員会は、有限責任監査法人トーマツの報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し会社法第399条第1項に基づき同意しました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合及び当社監査等委員会が定めた解任又は不再任の決定の方針により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、2016年3月30日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制等の整備について決議（最終改訂2022年7月5日）しました。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i) 取締役会は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス体制の整備に努める。
 - ii) コンプライアンス意識の浸透、向上を図るため使用人に対するコンプライアンス教育を定期的実施する。
 - iii) 内部監査担当者により、コンプライアンス体制の有効性について監査を行うとともに、コンプライアンス体制の状況は代表取締役に報告する。
 - iv) 各取締役は、取締役又は使用人の職務の執行が法令・定款に適合していない事実を発見した場合、取締役会に報告する。各監査等委員は、取締役の職務の執行について監査を行う。

- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - i) 取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び社内規程、方針に従い、文書（紙又は電磁的媒体）に記録して適切に保管及び管理する体制を整える。また、取締役はこれらの文書を閲覧することができるものとする。
 - ii) 情報セキュリティについては、情報セキュリティ管理規程に基づき、その継続的な改善を図るものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) 経営全般に関わるリスク管理を行うために、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」を定め、内部監査担当者により、それぞれ規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、全社員（取締役、使用人、契約社員等も含む。）に対する研修等を定期的実施する。
 - ii) 取締役及び主要な使用人で構成される重要な会議体により、コンプライアンス、リスクマネジメント、情報セキュリティについて検討することにより、迅速な危機管理体制を構築できるよう努めるものとする。

- ④ 取締役及び使用人の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i) 原則毎月1回の定時取締役会、又は臨時取締役会を必要に応じ随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係わる重要な意思決定を機動的に行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行うものとする。
 - ii) 職務執行に関する権限及び責任については、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務権限規程」等の社内規程で定め、随時見直しを行うものとする。

- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - i) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員と協議のうえ、合理的な範囲で管理部スタッフがその任にあたるものとする。
 - ii) 上記 i) の使用人が監査等委員会より指示された業務の実施に関しては、取締役からの指示、命令を受けないものとし、監査等委員会以外の者からの指示命令を受けないよう独立性を保ち、指示の実効性を確保する。
 - iii) 上記 i) の使用人の任命、異動については、事前に監査等委員会に報告し、その了承を得ることとする。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- i) 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、又は法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合は、その事実を監査等委員会に報告しなければならないこととする。
 - ii) 代表取締役その他取締役及び監査等委員は、定期・不定期を問わず、当社におけるコンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査等委員間の意思疎通を図るものとする。
 - iii) 監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告を理由としていかなる不利な取扱いも行っていないものとし、その周知徹底を図ることとする。
- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i) 監査等委員は、取締役会のほか重要な会議体にも出席し、重要事項の報告を受けることができる。
 - ii) 監査等委員は、各種議事録、決裁書（紙又は電磁的媒体）等により取締役等の意思決定及び業務執行の記録を自由に閲覧することができる。
 - iii) 監査等委員は、内部監査担当者と連携及び協力するとともに、代表取締役との意見交換の場を定期的に設ける。
 - iv) 監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務に合理的に必要なと認められた場合を除き、速やかに関係部門より、当該費用又は債務を処理する。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、金融商品取引法その他関連法令に従い、当社の財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価し、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保するものとする。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

- i) 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、すべての取締役及び使用人に周知徹底する。
- ii) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度において、取締役会を15回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の業績に関する分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

取締役及び使用人は業務執行に関する重要事項を遅滞なく監査等委員に報告するとともに、取締役は定期的又は必要に応じて監査等委員と意見交換を行い、監査等委員による監査の実効性を担保しております。

内部監査担当者は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守事項について、各部署を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査等委員会に報告しました。

当社のコンプライアンスに対する意識向上を図るため、研修教育を継続して実施いたしました。また、不正防止、自浄作用・牽制機能の向上を目的として、内部通報窓口を設置し、コンプライアンスに対する取り組みを強化しております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を実施していくことを基本方針としております。

今後の株主への配当政策としましては、業績や財務の状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

なお、当社は、総還元性向の目安を每期30%としております。今期については、2025年8月8日に中間配当として1株あたり37円を実施しており、期末配当40円と合計で1株あたり77円の利益配当を予定しております。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2025年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,989,603	流 動 負 債	838,712
現金及び預金	1,410,625	買掛金	152,116
売掛金	477,705	未払金	76,463
仕掛品	59,104	未払費用	204,556
前払費用	41,665	未払法人税等	57,964
その他	7,540	契約負債	9,858
貸倒引当金	△7,037	ポイント引当金	263,796
固 定 資 産	537,113	株主優待引当金	8,989
有 形 固 定 資 産	47,750	その他	64,967
建物	37,854	固 定 負 債	95,759
器具及び備品	9,150	役員退職慰労引当金	6,769
建設仮勘定	592	退職給付に係る負債	62,532
その他	151	資産除去債務	8,593
無 形 固 定 資 産	198,173	その他	17,865
のれん	88,850	負 債 合 計	934,472
ソフトウェア	92,707	(純 資 産 の 部)	
その他	16,615	株 主 資 本	1,578,235
投 資 そ の 他 の 資 産	291,190	資本金	166,946
投資有価証券	41,048	新株式申込証拠金	285
長期前払費用	1,084	資本剰余金	116,946
繰延税金資産	140,535	利益剰余金	1,294,226
敷金	101,953	自己株式	△170
その他	6,568	その他の包括利益累計額	2,722
資 産 合 計	2,526,717	その他有価証券評価差額金	264
		退職給付に係る調整累計額	2,458
		新 株 予 約 権	11,287
		純 資 産 合 計	1,592,244
		負 債 純 資 産 合 計	2,526,717

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年12月1日から
2025年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,416,257
売上原価	2,664,137
売上総利益	1,752,120
販売費及び一般管理費	1,471,821
営業利益	280,298
営業外収益	
受取利息	2,410
受取配当金	413
受取賃貸料	1,794
補助金収入	8,340
その他の	1,161
営業外費用	
支払利息	202
支払手数料	3,866
その他	502
経常利益	289,845
特別利益	
新株予約権戻入益	1,083
特別損失	
固定資産売却損	220
税金等調整前当期純利益	290,709
法人税、住民税及び事業税	95,258
法人税等調整額	△4,475
当期純利益	199,926
親会社株主に帰属する当期純利益	199,926

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年12月1日から
2025年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	新 株 式 申 込 証 拠 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	151,774	286	101,774	1,178,348	△170	1,432,013
当連結会計年度変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	15,172	△25,107	15,172			5,237
新株式申込証拠金の払込		25,106				25,106
剰余金の配当				△84,048		△84,048
親会社株主に帰属する 当期純利益				199,926		199,926
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)						
当連結会計年度変動額合計	15,172	△1	15,172	115,878	-	146,221
当連結会計年度末残高	166,946	285	116,946	1,294,226	△170	1,578,235

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	-	-	-	17,607	1,449,621
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					5,237
新株式申込証拠金の払込					25,106
剰余金の配当					△84,048
親会社株主に帰属する 当期純利益					199,926
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	264	2,458	2,722	△6,320	△3,598
当連結会計年度変動額合計	264	2,458	2,722	△6,320	142,623
当連結会計年度末残高	264	2,458	2,722	11,287	1,592,244

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,794,012	流動負債	801,939
現金及び預金	1,240,897	買掛金	139,471
売掛金	456,672	未払金	75,395
仕掛品	57,162	未払費用	195,643
前払費用	39,833	未払法人税等	50,789
その他	6,385	契約負債	9,655
貸倒引当金	△6,940	ポイント引当金	263,796
固定資産	662,387	株主優待引当金	8,989
有形固定資産	40,305	その他	58,198
建物	31,131	固定負債	83,987
器具及び備品	8,429	退職給付引当金	66,122
建設仮勘定	592	その他	17,865
その他	151	負債合計	885,927
無形固定資産	108,770	(純資産の部)	
ソフトウェア	92,737	株主資本	1,559,185
その他	16,033	資本金	166,946
投資その他の資産	513,310	新株式申込証拠金	285
投資有価証券	28,659	資本剰余金	116,946
関係会社株式	251,525	資本準備金	116,946
長期前払費用	1,084	利益剰余金	1,275,177
繰延税金資産	135,829	その他利益剰余金	1,275,177
敷金	96,012	繰越利益剰余金	1,275,177
その他	200	自己株式	△170
資産合計	2,456,399	新株予約権	11,287
		純資産合計	1,570,472
		負債純資産合計	2,456,399

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年12月 1 日から
2025年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,172,518
売 上 原 価	2,513,888
売 上 総 利 益	1,658,629
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,398,319
営 業 利 益	260,309
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,252
広 告 料 収 入	874
補 助 金 収 入	7,090
そ の 他	287
営 業 外 費 用	
支 払 手 数 料	3,866
そ の 他	36
経 常 利 益	266,910
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,083
税 引 前 当 期 純 利 益	267,994
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	87,237
法 人 税 等 調 整 額	△120
当 期 純 利 益	180,876

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年12月1日から
2025年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	新株式申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
			資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計				
当 期 首 残 高	151,774	286	101,774	101,774	1,178,348	1,178,348	△170	1,432,013	17,607	1,449,621
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行 (新株予約権の 行使)	15,172	△25,107	15,172	15,172				5,237		5,237
新株式申込証拠 金の払込		25,106						25,106		25,106
剰余金の配当					△84,048	△84,048		△84,048		△84,048
当 期 純 利 益					180,876	180,876		180,876		180,876
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									△6,320	△6,320
当期変動額合計	15,172	△1	15,172	15,172	96,828	96,828	-	127,171	△6,320	120,850
当 期 末 残 高	166,946	285	116,946	116,946	1,275,177	1,275,177	△170	1,559,185	11,287	1,570,472

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年1月26日

株式会社アスマーク
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村 彰夫
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 森竹 美江
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アスマークの2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスマーク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年1月26日

株式会社アスマーク
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木村 彰夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森竹 美江

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アスマークの2024年12月1日から2025年11月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年1月26日

株式会社アスマーク 監査等委員会
常勤監査等委員 鈴木 親 ㊟
監査等委員 大内 智 ㊟
監査等委員 塩月 潤 道 ㊟

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を実施していくことを基本方針としております。

この基本方針のもと、当期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭

- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金40.00円
総額 46,265,480円

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年2月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）が任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株 式 の 数
1	町 田 正 一 (1967年1月3日)	1989年4月 シンガポール株式会社入社 1994年1月 株式会社ウォータースタジオ入社 1995年11月 有限会社KGS入社 1997年4月 株式会社ATS入社 1999年9月 株式会社エイバックズームインターネッ ト入社 1999年10月 株式会社川上商店入社 2001年12月 当社設立代表取締役（現任） 2023年5月 一般社団法人日本マーケティング・リサ ーチ協会理事 2024年6月 八戸IT・テレマーケティング未来創造協 議会会長（現任） 2024年12月 株式会社販売促進研究所代表取締役（現 任）	459,900株
	<p>【取締役候補者とした理由】 町田正一氏は、企業経営、マーケティング・営業、商品開発に関する豊富な経験、知見を有しており、また人格、見識ともに優れていることから、これらの視点を生かした当社の企業価値向上を期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
2	飯 田 恭 介 (1978年12月20日)	2002年5月 海老公認会計士事務所入所 2004年10月 株式会社エイジアン・パートナーズ入社 2007年2月 株式会社マクロミル入社 2012年4月 株式会社マクロミルエムブレイン取締役 2014年10月 株式会社マクロミルグローバル推進室長 2016年1月 同社経営戦略室／CEO室長 2018年10月 当社管理部長（現任） 2019年2月 当社取締役（現任） 2024年12月 株式会社販売促進研究所取締役（現任）	3,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 飯田恭介氏は、企業経営、財務・会計、法務・リスク管理、人事労務・人材開発に関する豊富な経験、知見を有しており、また人格、見識ともに優れていることから、これらの視点を生かした当社の企業価値向上を期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	木原康博 (1962年7月25日)	1985年4月 日本電気株式会社入社 2007年10月 パシフィックマネジメント株式会社入社 2008年6月 株式会社マクロミル執行役員 株式会社エー・アイ・ピー（現楽天インサイト・グローバル株式会社）監査役 2010年7月 株式会社マクロミル上席執行役員CFO 株式会社マクロミルアセットマネジメント代表取締役 2011年2月 株式会社マクロミルエムブレイン取締役 2013年4月 株式会社MAM代表取締役（現任） 2013年6月 株式会社マークアイ取締役 2015年8月 株式会社MAM FILM取締役 2015年10月 当社社外取締役 2015年12月 株式会社グライダーアソシエイツ監査役（現任） 2016年6月 アダプティブ株式会社監査役（現任） 2018年6月 株式会社ネクスゲート社外取締役 2018年12月 ジョーカーフィルムズ株式会社監査役 2022年7月 当社社外取締役（現任） 2024年1月 株式会社PocketRD監査役（現任）	14,100株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>木原康博氏は、企業経営、財務・会計、法務・リスク管理に関する豊富な経験、知見を有しており、また人格、見識ともに優れていることから、これらの視点を生かした当社の企業価値向上を期待しております。当社は同氏について一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木原康博氏は、社外取締役候補者であります。
3. 木原康博氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との上記の責任限定契約を継続する予定であります。
4. 木原康博氏の当社社外取締役在任年数は、本株主総会終結の時において3年7カ月であります。
5. 当社はすべての取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されますが、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合は、対象外となります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 木原康博氏の所有する当社の株式の数には、同氏が代表取締役を務める株式会社MAMが所有する当社株式100株を含んでおります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株式の数
1	鈴木親 (1964年5月28日)	1995年10月 司法書士・土地家屋調査士 中島秀隆事務所入所 1997年4月 株式会社カムズ入社 1998年6月 東海観光株式会社（現株式会社アゴーラ・ホスピタリティ・グループ）入社 2000年7月 株式会社サニクリーン入社 2001年4月 株式会社バックスグループ内部監査部長 2008年5月 株式会社サニクリーン経営管理室内部監査課長 2012年1月 株式会社アマガサ（株式会社ジェリービーングループ）入社 2012年4月 株式会社アマガサ（株式会社ジェリービーングループ）常勤監査役 2014年4月 同社退任 2014年6月 株式会社アマガサ（株式会社ジェリービーングループ）経営企画室長 2015年4月 同社取締役就任 2018年2月 同社取締役内部監査室長 2018年4月 同社常務取締役内部監査室長 2019年4月 同社取締役内部監査室長 2019年12月 当社監査役就任 2022年7月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	－株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 鈴木親氏は、事業会社における法務や内部監査に関する相当程度の経験と知見を有しております。また、当社以外での監査役を歴任し、豊富な経験、実績、見識を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査・監督いただけるものと期待しております。なお、当社は同氏について一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	おお うち さとし 大 内 智 (1970年10月4日)	1995年4月 大内義雄税務会計事務所入所 1997年6月 大内智税務会計事務所開設 2000年4月 西新宿法務会計事務所開設 2004年9月 ベンチャー支援税理士法人開設代表社員(現任) 2016年8月 当社社外取締役就任 2022年7月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)	600株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
大内智氏は、税理士としての専門的な知識と豊富な経験を有しています。同氏には、特に当社の財務会計領域における経験、実績、見識に基づき、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待しております。なお、当社は同氏について一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は2005年8月から当社の顧問税理士として、当社の税務申告業務に従事しており、2015年11月期を以て契約を終了しております。当時の同氏への税理士顧問報酬金額は、同氏が代表を務めるベンチャー支援税理士法人の売上の1%程度と軽微であり、同法人が依存している状況にはなかったことから、同氏の独立性に問題はないと判断しております。			
3	しお つき じゅん どう 塩 月 潤 道 (1958年9月10日)	1987年9月 クレディスイス銀行東京支店入行 2000年7月 株式会社ブリッジジャパン経理部長 2001年1月 株式会社テレートジャパンホールディング監査役 2003年4月 株式会社サポートネット経理財務部長 2007年8月 株式会社バックスグループ経理財務統括 2009年8月 株式会社サニクリーン監査室室長 2018年4月 株式会社アマガサ(株式会社ジェリービーングループ) 監査役 2022年7月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2024年10月 株式会社サニクリーン顧問就任(現任)	-株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
塩月潤道氏は、金融機関及び事業会社における専門的な知識と豊富な経験を有しています。また、当社以外での監査役を歴任し、豊富な経験、実績、見識に基づき、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待しております。なお、当社は同氏について一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木親氏、大内智氏及び塩月潤道氏は、社外取締役候補者であります。
3. 鈴木親氏、大内智氏及び塩月潤道氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。各氏の在任年数は、本株主総会終結の時において3年7ヵ月であります。
4. 鈴木親氏、大内智氏及び塩月潤道氏は現在、当社の社外取締役であり、当社は各氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社はすべての取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されますが、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合は、対象外となります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、鈴木親氏、大内智氏及び塩月潤道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

当社の監査等委員である取締役に欠員が生じた場合に備え、法令及び定款に定める監査等委員の員数を充足し、監査等委員会体制の継続性を確保することを目的として、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
とも きよ がく 友 清 学 (1978年5月4日)	2003年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2009年7月 公認会計士登録 2012年11月 株式会社シャノン入社、業務企画室長就任 2013年8月 同社常勤監査役就任 2015年5月 同社取締役就任、経営管理本部長就任（現任） 2016年3月 同社取締役経営管理担当就任 2022年8月 後藤ブランド株式会社監査役就任 2024年1月 同社執行役員CFO就任（現任）	一株
【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 友清学氏は、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を有しています。また、当社以外での財務経理管掌役員を歴任し、豊富な経験、実績、見識に基づき、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待しております。なお、当社は同氏について一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。		

- (注) 1. 友清学氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 友清学氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 友清学氏の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。
4. 当社はすべての取締役に被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されますが、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合は、対象外となります。友清学氏の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。
5. 当社は、友清学氏の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
渋谷クロスタワー 24階
アクセス渋谷フォーラム



交通 JR「渋谷」駅 東口より 徒歩約5分
東京メトロ「渋谷」駅 B5番出口より 徒歩約4分